

回答

8月8日(金)更新分		
No.	寄せられたご質問	市の回答
1	応募書類の内、構成団体の提出書類はどれでしょうか。	応募書類の様式に「グループ結成届」及び「委任状」を追加しました。グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を記載してご提出ください。
2	証明書類は発行後何ヶ月以内のものでしょうか。	募集要項P.12に記載している応募書類のうち、⑥⑦⑧⑬⑭について、応募書類提出日時点で発行から3ヶ月以内のものをご提出ください。
3	納税証明書の種類(その1、その3、その3の3)はどれになりますか。	地方税は「その1」、国税は「その3の3」をご提出ください。
4	労働保険料、社会保険料の納入証明書はいつ時点のものになりますか。	内容及び期間については応募書類の提出日時点で発行できる最新のものをご提出ください。 発行日については、No.2のとおりです。
8月18日(月)更新分		
5	【駐車場グループ】 令和4年度から直近までの駐車場ごとの月別の駐車台数について情報提供をお願いいたします。	補足資料の「(1)月別利用実績(駐車場)」をご確認ください。
6	【駐車場グループ】 令和4年度から直近までの駐車場ごとの月別の売上(売上構成別)について情報提供をお願いいたします。	補足資料の「(1)月別利用実績(駐車場)」をご確認ください。
7	【駐車場グループ】 各駐車場の消火設備の詳細をご教授ください。また、泡消火設備がある場合PFOS等を含有しているかご教授ください。	●桃園町駐車場 (消火器具14本、粉末消火設備32本、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、連結送水管) ●高槻駅南立体駐車場 (消火器具3本、屋内消火栓、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、不活性ガス消火設備) ●高槻駅北地下駐車場 (消火器具68本、スプリンクラー設備、泡消火設備、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、排煙設備、連結送水管、防排煙制御設備) ※ 泡消火設備にはPFOSは含有されていません
8	【駐車場グループ】 各駐車場の夜間閉鎖方法をご教授ください。各駐車場の開閉業務は指定管理者の業務に含まれる認識ですが、間違ございませんか。また、駐車場完全閉鎖(シャッターなどで閉鎖)している場合、人の閉じ込め発生時に脱出方法はありますでしょうか。	各駐車場の開閉業務については、指定管理者の業務になります。閉鎖方法及び閉じ込め時の対応については以下のとおりです。 ●桃園町駐車場及び高槻駅北地下駐車場 営業時間終了時に係員がシャッターを下ろすことで閉場します。桃園町駐車場において閉鎖時に人の閉じ込めが発生した際には、場内に掲示する緊急連絡先に電話をかけてもらうことで対応を行います。高槻駅北地下駐車場では、場内の機械警備のセンサーが残留者を検知した場合に警備員が駆けつけて対応します。 ●高槻駅南立体駐車場 シャッターがないため、場内に人が閉じ込められることはありません。また、駐車装置に関しては、パレットに人がいる場合はシャッターが閉鎖されることはありません。
9	【駐車場グループ】 令和2年度に実施された市営駐車場及び市立自転車駐車場の指定管理者の募集では、仕様書が添付されていたが今回添付がないのは何故か。添付漏れであれば、添付をお願いします。	令和2年度は、徴収委託制での募集であったことから、市として詳細な業務内容を定めるため仕様書を作成しておりました。今回は利用料金制での募集であることから、市としての最低限の業務内容は募集要項で定めておりますが、そのほかについては指定管理者の裁量で管理運営をしてもらうため仕様書を作成していません。

10	【駐車場グループ】 設置する機器のメーカーはアマノに限ったものなのか。アマノに限った場合であれば、理由をお教えてください。	既設機器がアマノ製であり、キャッシュレス決済や遠隔による障がい者減免といったサービスを導入するのに、アマノ製の機器でなければ対応できないことから更新機器はアマノ製に限定しています。なお、募集要項にも記載しておりますが、アマノ製以外の機器を持ち込んで管理運営していただくことも可能です。
11	【駐車場グループ】 機器更新、キャッシュレス導入、障がい者減免対応に係る購入費については、指定期間の初年度の収支計画書に記載するものとする。とあるが、リースで持ち込んで指定期間終了後に譲渡する場合は、指定管理期間中各年度に計上して問題ないか。	問題ありません。
12	【駐車場グループ】 運用経費R6年度実績については、人件費、需要費、役務費、委託料、事務費・その他について、さらに詳細に内訳を教えてください。	補足資料の「(2)令和6年度運用経費内訳」をご確認ください。
8月26日(火)更新分		
13	高槻市営駐車場指定管理者の公募について、応募書類(8)納税証明書のうち、地方税の証明書はどこのものを提出すればいいでしょうか。 申請者の所在地のもでよろしいでしょうか。または高槻市税が必要でしょうか。	申請者の所在地のもで構いません。
14	【駐車場グループ】 高槻市営桃園町駐車場の各種設備の報告書の送付をお願いいたします。ない場合は竣工図をお願いいたします。	報告書の送付はできませんが、訪問日時等をあらかじめ連絡いただければ、管理課窓口で各種設備の報告書を閲覧可能です。
15	【駐車場グループ】 人員配置に記載されている体制が現状と考え、休憩等で持ち場を離れる場合の交代要員の配置は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	人員配置については、市が想定したものであり現状とは異なります。適正な施設管理を行う上で、支障をきたさない合理的な根拠があれば、交代要員は不要です。
16	【駐車場グループ】 募集要項3項 3指定管理者が行う業務 その他11に関して 11.指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、清掃、警備、設備点検等の一部の業務について市の承認を受けたときは、この限りでない。とありますが再々委託は可能との理解でよろしいでしょうか。	業務における責任の所在が不明確になるため、再々委託は認められません。
17	【駐車場グループ】 フロン法点検対象機器の台数型番をご教示ください。	フロン排出抑制法の点検対象となる空調は以下のとおりです。 【桃園町駐車場】 台数:1台 型番:PC-RP・KA(L)14(三菱電機製) 【高槻駅北地下駐車場】 台数:2台 型番:PL-RP40LA16(三菱電機製)
18	【駐車場グループ】 高槻市営駐車場の過去3年の修理修繕実績(内容・金額)をご教示ください。	補足資料の「(3)過去3年の修繕実績」をご確認ください。
19	令和6年11月閣議決定された総合経済政策に記載のあるとおり、日本国内における最低賃金は「2020年代に全国平均1,500円を目標とする」とあり、これまでに類を見ないほどの上昇が予想されますが、本公募において人件費の上昇幅をどの程度(著しい物価上昇の基準)で考えておりますでしょうか。 また、貴市が考える最低賃金の上昇幅を超えた場合、補填等がありますでしょうか、ご教示ください。	市が管理経費を試算する上で、人件費については大阪府の最低賃金の上昇率を基に算定しております。賃金の上昇のリスクについては、募集要項に定めしているとおり、基本的には指定管理者側で負うものとしており、ご質問の上昇幅を超えた場合の状況が、どのような原因で、また社会情勢によるものであるかも一概には言えないものである以上、協議事項との回答もいたしかねます。従いまして、そういった状況を考慮した上で、人件費を試算ください。
20	過去3年間に於いて、20万円超50万円以下で執行した修繕実績を開示いただけますでしょうか。	補足資料の「(3)過去3年の修繕実績」をご確認ください。

21	募集要項4ページおよび5ページに記載されている更新機器以外でキャッシュレス対応を求められる機器(摂津富田や上牧)について、機器へのキャッシュレス決済端末取付け以外の方法での対応でもよろしいでしょうか。また、取付けを必須とする場合、更新対象以外の機器(精算機、定期更新機)の型式、現行機器に決済端末取付けが可能か、について、ご教示ください。	摂津富田駅前自転車駐車場及び上牧駅自転車駐車場におけるキャッシュレス決済対応については、精算機や券売機への決済端末の取り付け以外の方法でも構いません。
22	応募書類⑮⑯について、提出する書類は直近(⑮は直近3半期、⑯は直近月)のものでよろしいでしょうか、ご教示ください。	構いません。
23	収支計画書の記入例においては、期間総括と年度毎の収支を作成するものとされておりますが、グループ合計の収支計画のみの作成でよろしいでしょうか、ご教示ください。	グループ合計及びその内訳となる各施設の収支計画の作成をお願いします。
24	様式第3号収支計画書について、同様の書式をエクセルで作成してもよろしいでしょうか、ご教示ください。	構いません。
25	現行の利用料金が条例で定める範囲の上限額であります、料金改定の提案は可能でしょうか。また、可能な場合においても条例改正が必要となるため、収支計画には反映させず改定があった場合に、協定を変更するという考えでよろしいでしょうか、ご教示ください。	後日回答します。
26	機器の設置について、「キャッシュレス決済に対応する」とある機器については、機器を更新したうえでキャッシュレス決済に対応するのでしょうか、ご教示ください。	ご認識のとおりです。
27	募集要項P7の新しいサービスの導入の【高槻駅周辺グループ】では全施設の定期利用申込者を一元管理できるようにすることとあります。様式では「定期契約待機者の一元管理について」とあります。こちらは新規で待っておられるお客様をさし、既に利用されているお客様は含まないと考えておりますが、問題ないでしょうかご教示ください。	一元管理する内容としては、令和8年4月以前に定期契約の申込を行い待機している人と、令和8年4月以降に新規で定期契約の申込を行い待機する人を定期契約待機者とします。各施設においてすでに定期契約をしている人は、一元管理する必要ありません。
28	募集要項P3管理業務の処理体制について①グループごとに統括責任者として1人を配置しなければならないとあります。この統括責任者は常駐しないといけないのでしょうかご教示ください。	統括責任者については、常駐する必要はありません。
29	募集要項10ページ8その他の条件の⑥⑦⑧について、現在の取決めをご教示ください。可能であれば覚書を開示願います。	現在の取り決めに関する主な内容は以下のとおりです。なお、訪問日時等をあらかじめ連絡いただければ、管理課窓口で覚書を閲覧可能です。 ⑥ ・クロスパル高槻の指定管理者は、高槻駅南立体駐車場及び紺屋町自転車駐車場の利用に関して、施設の維持管理に要する経費(駐車場は普通自動車1台につき20分ごとに100円、自転車駐車場は自転車1日1回につき200円、原動機付自転車1日1回につき300円)を市に支払う。市は毎月の月末を締め切りとして、翌月の初めにクロスパル高槻の指定管理者に請求する。 ⑦ ・市は毎月1日に前月分の回数券の使用枚数をアクトアモーレ店舗会に通知する。また、同店舗会の回数券の購入枚数を決定し、回数券の購入金額を記載した納入通知書を交付する。市は使用料の納入を確認した場合に、同店舗会に対し回数券を交付する。 ⑧ ・総務課にて桃園町駐車場を利用する市役所来庁者(生涯学習センター、中央図書館を除く)に対して後払式回数駐車券(1時間券・4時間券)を交付する。桃園町駐車場は、使用された後払式回数駐車券1枚につき、実際に利用された時間に対し、条例に基づく料金を乗じて得た額の総額から当該額に100分の25を乗じて得た額を控除して得た額を、毎月の月末を締め切りとして、翌月の初めに総務課に使用料を請求する。
30	高槻市役所、アクトアモーレ等で行っている割引サービスのライター機器は引き続き現行のものを利用されるのでしょうか、ご教示ください。	割引サービスのライター機器は割引者が用意したものになりますので、指定管理者の決定後に割引者と協議をしてください。

31	募集要項7ページ〈管理経費〉③に「機器更新、キャッシュレス導入、障がい者減免対応に係る購入費について、初年度の収支計画書に記載するものとする」との記載がありますが、一方で募集要項6ページにはリースによる調達も可能とされています。リースにより調達した場合でも、購入費用を初年度に計上するのでしょうか。その場合はリース料総額を計上するのでしょうか、ご教示ください。	リースによって調達した場合は、各年度でリース料を計上してください。
32	上牧駅自転車駐車場においては、現在無人時間を設けて運営されておりますが、他の施設においても料金徴収など運営上問題ないようであれば、有人管理の時間を変更することは可能でしょうか、ご教示ください。	運営上問題がないという根拠を示していただければ構いません。
33	現在、貴市は発注および在庫管理をしている券類等の消耗品のうち、指定管理者が発注・管理を行うこととなるものについて、直近3年度における使用実績をご教示ください。	補足資料の「(4)過去3年間の券類払出実績」をご確認ください。